

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 二 年 一 月 二 十 日

目 次

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

ページ
一

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健医療課の表中十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、同項の前に次のように加える。

十一 旧優生保

護法に基づく
優生手術等を
受けた者に対
する一時金の
支給等に関す
る法律（平成
三十一年法律
第十四号。以
下この項中
「法」といふ。）

1 法の施行に関する事務

の 施 行 事 務

別表第三農村振興課の表に次のように加える。

十 柵田地域振興法（令和元年法律第四十二号。以下の項中「法」という。）の 施行事務			
1 法第六条第一項の規定による柵田地域の振興に関する基本的な計画の策定及び同条第八項に規定する柵田地域の振興に関する基本的な計画の変更	2 法第七条第一項に規定する指定柵田地域の指定の申請	3 法第七条第六項に規定する指定柵田地域の指定の解除の申請	4 法第七条第七項に規定する指定柵田地域の指定の解除に係る意見の具申
1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務		5 法第十条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の進達	

附 則

この訓令は、令和二年一月二十日から施行する。

令和二年一月二十日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社